

(様式 1-3)

南相馬市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

令和元年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	災害公営住宅整備事業(南町)	事業番号	A-1-6
交付団体	福島県		事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)	
総交付対象事業費	10,860,875(千円)		全体事業費	10,991,747(千円)	
事業概要					
<p>平成 28 年 12 月から復興公営住宅の入居を開始したが、集会所が狭く入居者同士及び地域住民とのコミュニティの形成に支障を来しているため、集会所を増築する。</p> <p>【整備概要】 整備箇所：南相馬市原町区南町 4 丁目 地内 整備内容：集会所の増築(増築面積 53.0 m<sup>2</sup>、増築後の面積：158.99 m<sup>2</sup>)</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p> <p>『福島県復興計画(第 2 次)』 取組名：生活再建支援プロジェクト【復興公営住宅整備】 取組内容：避難町村の意向を十分に確認しながら、県営住宅を含む様々な整備方法について実施中</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(平成 27 年 2 月 24 日) 計画戸数の変更に伴い、A-1-5 災害公営住宅整備事業(辻内)より 130,872 千円(国費 114,513 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 10,860,875 千円(国費 9,503,265 千円)から 10,991,747 千円(国費 9,617,778 千円)に増額。</p>					
居住制限者の避難の状況との関係					
<p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、11市町村(現在は10市町村)に避難指示区域が設定され、9町村(現在は7町村)が役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。</p> <p>災害公営住宅は、居住制限者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、早期に整備することが必要である。</p>					
※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

南相馬市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

令和元年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	16	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業 (南相馬市内)	事業番号	A-2-1
交付団体		福島県	事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (直接)	
総交付対象事業費		2,879,766 (千円)	全体事業費	2,879,766 (千円)	
事業概要					
<p>原子力災害により避難を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、災害公営住宅入居者への家賃を低廉化する。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・北原団地 (北原)</li><li>・南町団地 (南町)</li><li>・上町団地 (上町)</li><li>・西町団地 (鹿島)</li><li>・牛越団地 (辻内)</li></ul> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
居住制限者の避難の状況との関係					
<p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難指示区域が設定され、役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。</p> <p>災害公営住宅は、居住制限者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、応急仮設住宅等からの移行を進め、居住の安定の確保を図るものである。</p>					

※避難者支援事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

令和元年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	17	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業 (南相馬市内)	事業番号	A-3-1
交付団体	福島県		事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (直接)	
総交付対象事業費	358,984 (千円)		全体事業費	358,984 (千円)	

事業概要

原子力災害により避難を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、応急仮設住宅等に居住する特に所得の低い避難者が円滑に災害公営住宅に移行し速やかに住宅再建できるよう、災害公営住宅の家賃を一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低減する。

【対象】

- ・北原団地 (北原)
- ・南町団地 (南町)
- ・上町団地 (上町)
- ・西町団地 (鹿島)
- ・牛越団地 (辻内)

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

居住制限者の避難の状況との関係

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難指示区域が設定され、役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。

災害公営住宅は、居住制限者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう特に所得の低い入居者の家賃を低減する必要がある

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	